

平成 27 年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成 28 年 3 月

島根県監査委員

監 第 1 2 0 号

平成28年3月14日

島根県議会議長
島根県知事様
島根県教育委員会教育長

島根県監査委員 角 智子

島根県監査委員 中 島 謙二

島根県監査委員 錦織 厚雄

島根県監査委員 後藤 勇

平成27年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成28年9月末日までにしてください。

目 次

第1 監査の概要	1
1 財政的援助団体等監査の趣旨	1
2 監査対象団体及び実施団体	1
3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	4
第2 監査の結果	7
I 監査結果（総括）	7
1 指導事項及び指示事項	7
2 意見	7
II 監査結果（個別）	9
1 公立大学法人島根県立大学	9
2 (公財)ふるさと島根定住財団	12
3 (公財)島根県市町村振興協会	13
4 隠岐空港利用促進協議会	14
5 (公財)しまね女性センター	17
6 (公財)しまね文化振興財団	19
7 (公財)しまね国際センター	22
8 (公財)島根県環境管理センター	24
9 隠岐世界ジオパーク推進協議会	26
10 (社福)島根県社会福祉協議会	28
11 (公財)島根県生活衛生営業指導センター	29
12 (株)島根県食肉公社	30
13 大社交通渋滞対策実行委員会	32
14 雲南市商工会	34
15 出雲商工会	35
16 石央商工会	36

17	(公財)島根県建設技術センター	37
18	島根県土地開発公社	38
19	島根県住宅供給公社	41
20	(公財)島根県体育協会	42

第1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、借入保証等をしている団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1) 地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により1千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成26年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	3	3					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	3	2			2		1
公益財団法人	18	8	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	3	3					
社会福祉法人	14	14					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11	1	2		3		7
その他	28	23	1	1	3	1	3
合 計 (注3)	117	90	7	5	24	1	18

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、

「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成27年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の20団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした財政的援助等の内容
1	公立大学法人島根県立大学	総務課	補助金等
2	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	出資・補助金等
3	(公財) 島根県市町村振興協会	市町村課	補助金等
4	隠岐空港利用促進協議会	交通対策課 観光振興課	補助金等 補助金等
5	(公財) しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
6	(公財) しまね文化振興財団	文化国際課 文化財課	出資・指定管理 指定管理
7	(公財) しまね国際センター	文化国際課	出資
8	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金等・損失補償
9	隠岐世界ジオパーク推進協議会	自然環境課 隠岐支庁県民局	補助金等
10	(社福) 島根県社会福祉協議会	地域福祉課	補助金等
11	(公財) 島根県生活衛生営業指導センター	薬事衛生課	出資
12	(株) 島根県食肉公社	畜産課	出資・補助金等・貸付金
13	大社交通渋滞対策実行委員会	観光振興課	補助金等
14	雲南市商工会	中小企業課	補助金等
15	出雲商工会	中小企業課	補助金等
16	石央商工会	中小企業課	補助金等
17	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課 土木総務課 用地対策課 管財課	出資 出資 貸付金 貸付金
18	島根県土地開発公社	斐伊川神戸川対策課 企業立地課	貸付金 債務保証
19	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資
20	(公財) 島根県体育協会	保健体育課	指定管理

なお、上記20団体のうち、指定管理を行っているのは3団体で、その施設は次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	平成26年度 指定管理料 (千円)	利用 料金制 (注4)
1	男女共同参画センター (あすてらす)	(公財)しまね女性センター	88,766	
2	島根県民会館	(公財)しまね文化振興財団	200,654	○
3	芸術文化センター (グラントワ)	(公財)しまね文化振興財団	322,778	○ (いわみ 芸術劇場)
4	八雲立つ風土記の丘	(公財)しまね文化振興財団	59,208	
5	武道館			
6	石見武道館			
7	水泳プール	(公財)島根県体育協会	341,601	
8	体育館			
9	サッカー場			

(注4) 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成26年度を対象とし、必要に応じ平成25年度及び平成27年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えていたる団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えていたる団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監査実施団体名	監査実施年月日
1	公立大学法人島根県立大学(本部・浜田キャンパス) (出雲キャンパス) (松江キャンパス)	平成27年10月28日 平成27年11月 4日 平成27年11月 5日
2	(公財) ふるさと島根定住財団	平成27年11月 6日
3	(公財) 島根県市町村振興協会	平成27年11月12日
4	隠岐空港利用促進協議会	平成27年11月 9日
5	(公財) しまね女性センター	平成27年11月12日
6	(公財) しまね文化振興財団(島根県民会館) (八雲立つ風土記の丘) (芸術文化センター)	平成27年10月27日 平成27年10月27日 平成27年10月28日
7	(公財) しまね国際センター	平成27年11月 4日
8	(公財) 島根県環境管理センター	平成27年11月 6日
9	隠岐世界ジオパーク推進協議会	平成27年11月 9日
10	(社福) 島根県社会福祉協議会	平成27年11月 5日
11	(公財) 島根県生活衛生営業指導センター	平成27年11月 5日
12	(株) 島根県食肉公社	平成27年11月12日
13	大社交通渋滞対策実行委員会	平成27年10月29日
14	雲南市商工会	平成27年11月 6日
15	出雲商工会	平成27年10月27日
16	石央商工会	平成27年11月 5日
17	(公財) 島根県建設技術センター	平成27年11月 9日
18	島根県土地開発公社	平成27年11月 9日
19	島根県住宅供給公社	平成27年11月 9日
20	(公財) 島根県体育協会(水泳プール・武道館) (石見武道館・体育馆・サッカー場)	平成27年10月29日 平成27年11月 5日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 角 智 子

監査委員 中 島 謙 二

監査委員 錦 織 厚 雄

監査委員 後 藤 勇

なお、地方自治法第199条の2の規定により、錦織厚雄監査委員は、島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はII 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正を求めて指導する事項が3件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じた意見は3件である。

なお、意見については、監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報登載により公表し、指導事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

1 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（3件）

- ア 収納事務に遅れのあったもの
- イ 事務の決裁が規程に沿っていなかったもの
- ウ 補助金の実績報告書の提出遅延があったもの

(2) 指示事項（所管課）

該当なし

2 意見

監査全般を通じた意見は、次の3件（団体2件、所管課1件）である。

(1) 団体に対する意見

① 理事等の役員、評議員への女性登用の推進について

島根県では、「島根県男女共同参画推進条例」において、「男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策・方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念として定め、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や施策への女性の意見の反映に努めているところである。

今回の監査において、各団体の理事等役員、評議員の選任状況を見ると、多くの団体ではほとんどが男性であり、中にはすべてが男性となっ

ている団体もあった。

専門家など人選が難しい面もあるが、政策・方針の決定や業務を進める上で女性の意見を取り入れることは非常に重要であり、現在、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、国を挙げ、また官民を問わず積極的な女性登用が進められているところである。

については、理事等の役員、評議員の選任に当たって、各種団体から選任する場合には、必ずしも代表者に限定しない、あるいは専門的な知識が必要な場合には、県等の審議会等委員の選任状況を参考にするなどにより、女性の積極的な登用に努められたい。

② 規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の適切な執行について

【該当団体】

協議会等の任意団体では、規約や会則を定めて団体の運営や各種事業活動が行われているが、今回の監査において、規約等では団体の目的や役員、事務局などの事項しか定められておらず、予算及び決算の手続や会計処理の方法等が明文化されていないものが見られた。

このような団体では、事務局を所掌する地方公共団体の規程を「準用する」又は「例による」として執行しているが、必ずしもその通りとはなっておらず、慣例や裁量による事務処理が行われている。

また、執行伺や納品確認における不備、見積書、納品書、請求書への日付の記載漏れ等が見られた。

については、事務処理上のミスやトラブルを避けるためにも、財務処理に関する最低限必要な規約等の整備を行うとともに、財務等事務の執行が適切に行われるようになされたい。

(2) 所管課に対する意見

① 団体に対する規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の執行の指導について【所管課】

団体に対する意見で述べたように、補助等の財政支援をするに当たっては、事務処理上のミスやトラブルを避けるためにも、財務処理に関する最低限必要な規約等の整備を求めるとともに、財務等事務の執行が適切に行われるよう指導をされたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	総務課
---	-----	--------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持つつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

② 補助金額 34,668千円

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 1,770,903千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

大学の地域連携と地域の求める人材の育成・輩出について

県立大学は、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指し、自治体と連携し、地域に密着した教育研究活動、あるいは社会貢献活動に取り組まれており、平成26年度においては、4月に松江キャンパスに「しまね地域共生センター」を設置し、これまでに設置した出雲キャンパスの「しまね看護交流センター」、浜田キャンパスの「地域連携推進センター」と併せて、すべてのキャンパスに地域連携の窓口体制を整えられた。

また、平成27年度には、3キャンパス共通科目として「しまね地域共生学入門」を開講するとともに、島根の地域課題に精通した学生を認定する「しまね地域マイスター認定制度」を新設するなど、島根県の地域課題をより専門的、実践的に学ぶ環境を整備されたところである。

については、地域の課題解決のために、県・市町村、地域の各機関とも連携を深め、例えば、県行政等の施策やまちづくりへの提言を行うなど、研究の成果や学生を含めた大学の資源を地域に役立てることに、より一層取り組まれたい。

また、県が設置した公立大学法人として、取組の状況を県民にわかりやすく公表するとともに、地域が求める優れた人材の育成と輩出に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

松江キャンパスの四年制化等について

県は、松江キャンパスについて、県内高校生の進学希望を受けとめ、将来にわたって地域を担っていく人材を育成するため、短期大学部保育学科及び総合文化学科を四年制大学化（一部短期大学部を存置）し、また、健康栄養学科については、出雲キャンパスへ移転し、既に四年制である看護学部を看護栄養学部に改組の上、設置するという方針を示している。

これらの開設準備に当たっては、施設整備や教員の確保、学生確保のための学生支援策の充実など様々な検討課題がある。

については、平成30年4月の四年制化等に向け、施設をはじめとした就学

環境の整備について十分に検討するとともに、計画的に準備に取り組まれた
い。

2	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-----------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU I ターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 417,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

若年者の県内就職促進のための情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等、県外からのU I ターン促進のための定住総合情報の提供やU I ターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のための地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業

(2) 補助金

ア ふるさと島根定住支援補助金

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、団体の事業費等を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 390,331千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	(公財)島根県市町村振興協会	所管課	市町村課
---	-----	----------------	-----	------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和54年4月1日
 (2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、住民福祉の増進に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 市町村振興交付金

イ 内容

県が交付する市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ）に係る収益金を、次の事業の財源に充てる。

① 貸付事業

災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等に必要な資金を融資する。

② 市町村交付金交付事業

国際化の推進に係る事業、高齢化・少子化に対応する事業、芸術・文化の振興に係る事業等総務省令に定める事業の財源とするため、各市町村に交付金を配分する。

③ 市町村職員研修助成事業

自治研修所委託費の助成ほか

④ 市町村振興事業

市町村振興センター大規模改修費の助成ほか

⑤ その他事業

宝くじ広報宣伝事業ほか

ウ 交付金額 494,814千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

4	団体名	隠岐空港利用促進協議会	所管課	交通対策課 観光振興課
---	-----	-------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年9月11日

(2) 設立目的

隠岐地域発展のため、空港の利用拡大を促進し、豊かで住みよい郷土づくりを図る。

(3) 主な事業と構成員

隠岐地域の4町村及び町村議会、商工会、観光協会、農林水産業団体、旅行業者、学校、県関係機関等70団体を会員として、隠岐空港の利用拡大のための企画商品の造成支援、受入態勢の整備、イベントの開催、情報発信・PR等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

隠岐空港利用促進協議会が実施する隠岐空港利用促進事業の経費及び隠岐空港ジェット便運航推進事業の経費を補助する（隠岐空港利用促進事業は県5/10、隠岐空港ジェット便運航推進事業は県10/10）。

② 補助金額 25,000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

冬季の大阪便中型機Q400運航開始を受けて、隠岐空港利用促進協議会が閑散期の団体客誘客対策として実施する冬の味覚の提供や港周辺のにぎわいづくり等観光客誘致に要する経費を補助する（県1/2）。

② 補助金額 5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線としての島民の利便性向上と観光を主とした対策の実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。

また、東京羽田直行便の運航開始を目指した大阪夏季ジェット便の運航を継続するため、安定した利用実績の確保を図っている。

その結果、平成26年度の搭乗率は、夏季ジェット便が77.4%（目標搭乗率80%）、隠岐伊丹便が61.4%（目標搭乗率65%）、隠岐出雲便が60.4%（目標搭乗率60%）と一定の成果を上げている。

しかしながら、公共事業が減少する中で、空港の利用促進を図っていくためには、観光振興は益々その重要性が増しており、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認定も活用した隠岐地域を挙げた取組が必要である。

については、協議会の構成団体を含め、関係団体がそれぞれの担うべき役割を踏まえた上で、観光振興施策等と連携したより一層効果的な取組を展開し、引き続き安定的な利用の確保に努められたい。

(2) 所管課（交通対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 補助事業の一元化について

交通対策課と観光振興課の補助金の棲み分けについては、上記2のとおり整理されているが、前回監査（平成25年度）の指示事項「二つの補助金を一つの会計で処理していた。振り分け誤りによる記載誤りがあった。」は、そもそも類似の事業を二つの補助金で実施していることが原因の一つと考えられる。

二つの課の予算枠上の整理は必要であるが、補助金の一元化を行うことは、事業実施上の誤りを防止できるとともに、事務手続についても県、団体ともに負担の軽減が図られるなど有意義であることから、その一元化について検討されたい。

② 隠岐空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策等と連携し、取り組まれたい。

(3) 所管課（観光振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

補助事業の一元化について

交通対策課と同じ。

5	団体名	(公財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
---	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 89.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

男女共同参画社会の実現に関する相談事業、情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業

(2) 公の施設の指定管理

ア 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地 大田市)

① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 88,766千円 (平成26年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

地域における男女共同参画の取組の推進について

センターでは、「第2次島根県男女共同参画計画（H23～H27年度）」に基づき、あらゆる世代での男女共同参画を推進するため、市町村、島根県男女共同参画サポーターや関係機関等と連携を図り、県からの受託事業や自主事業として、事業者や若者、あるいは男性を対象としたセミナーを企画・実施したり、地域や事業所に出かけてのお届け講座を開催するなど企画内容や開催方法を工夫しながら様々な事業を実施している。

男女共同参画社会の実現に向けては、家庭生活や職場、地域活動、あるいは政治の場や社会通念、慣習・しきたりといったそれぞれの分野において、社会的慣行の見直しや意識改革を更に進めるため、継続した啓発・広報活動が重要となる。

平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。これにより、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられ、平成28年4月に施行できるよう準備が進められている。（常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務）。

については、こうした動きの中で、地域における男女共同参画を更に進めるには、それぞれの地域の実情を踏まえて取り組む上で、市町村の役割が重要なため、市町村がセンター事業を十分に活用され、男女共同参画の推進に積極的に取り組まれるよう県の働きかけを強められたい。

6	団体名	(公財)しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	---------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いのある文化的生活を支え、未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 200,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・会館の利用促進に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 200,654千円（平成26年度）

イ 芸術文化センター（グランツワ）（所在地 益田市）

① 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・センターの広報・利用促進に関する業務

- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 322,778千円（平成26年度）

ウ 八雲立つ風土記の丘（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料の徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 59,208千円（平成26年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 運用財産の活用について

財団は、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与することを目的に、各種事業を行うこととされている。

これら事業を行うために、財団には基本財産及び運用財産として、県からそれぞれ2億円及び10億円が出資され、運用財産については平成12年度から10年間を目途に取り崩す予定であったが、現在高が2億5千万円余となっている。

これは、指定管理業務に会館等を利用して文化事業の企画及び実施が含まれており、この指定管理料や外部資金の導入等により事業が実施されてきたことによるものである。

運用財産は、長期的な展望に立った継続的かつ弾力的な文化芸術事業を行うために出資されたものであることから、今後の事業（運用財産の活用）のあり方について検討されたい。

② 財団の経営（収支均衡に向けた体質の改善）について

財団の経営については、財団自らが考えるべきことではあるが、事業の

継続的な実施及び適正な指定管理業務を行うためには、経営の安定が求められる。

しかしながら、財団の収支状況を見ると平成26年度で2千万円余の赤字となっており、今後もこの状況が続くものと見込まれている。

このままの状況であれば、10年後には財団の運営資金（預金等）は枯渇してしまうおそれがあることから、一層の収入増と経費の節減を図り、収支が均衡するよう体質の改善に努められたい。

(2) 所管課（文化国際課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 運用財産の活用について

団体に対する意見で述べたように、今後の事業（運用財産の活用）のあり方について検討されたい。

② 石見美術館の広報業務について

芸術文化センターの指定管理業務については、美術館と芸術劇場の複合施設であるというセンターの特長を最大限に活かした運営、効果的な事業展開が求められている。

美術館については、展示等の企画及び広報紙作成等は県（学芸員）が行い、観覧料の徴収、施設管理、外部に対する情報の発信・広報は指定管理者が行うという他県にはない方法で行っている。

このため、県と指定管理者は、企画及び広報について頻繁に協議を行いながら、積極的な広報・情報発信に努めている。

しかしながら、現行制度では、観覧料は県の収入となっており、メリットシステムもないことから、広報をやればやるほど費用はかかるが、それは指定管理者が負担することになり、観覧料が増えても指定管理者にはメリットがないものとなっている。

については、例えば、県立美術館で導入されているように、前売り券等販売促進経費として、チケットの売り上げに応じて手数料を交付することなど、観覧者の増加に向けたインセンティブが働く方法を検討されたい。

(3) 所管課（文化財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

(2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、地域の活性化と国際化に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1,012,500千円 (県出資比率: 78.6%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

① 多文化共生地域づくり事業 (外国人住民の総合的な生活等支援)

外国人・地域住民インフォメーション事業

コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

留学生支援事業

多文化共生啓発事業

外国人住民日本語研修事業

ボランティア登録・活用事業

ボランティア研修事業

② 国際交流・協力事業

世界とつながる島根づくり助成事業

海外移住者等支援事業

国際交流団体等連携協力事業

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

多文化共生の地域づくりの推進について

定住する外国人の増加に伴い、外国人住民の抱える問題に係る相談・支援ニーズが増大し、複雑・多様化してきている。

このため、センターでは、県の支援を得ながら、市町村、学校、その他関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る必要があるとしている。

この取組の一貫として、平成27年度から、県からの受託事業により、外国人住民の抱える問題やニーズを把握し、適切な行政サービスの利用をサポートするため、外国人住民と行政等との橋渡し役を担う「島根県外国人地域サポーター」が5市（3個人、2団体への委嘱）に設置されることとなった。

県においては、センターと連携を図りながらこの事業を着実に実施するとともに、実施上の課題を明らかにし対応策を講じるなど、地域における多文化共生の取組を推進されたい。

8	団体名	(公財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	-----------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

(2) 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 70,000千円 (県出資比率: 31.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいづも」の管理運営

(2) 補助金

ア 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

① 内容

団体が処分場（管理型第1期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

② 補助金額 158,800千円

イ 公共関与産業廃棄物最終処分場確保対策事業補助金

① 内容

団体が設置する処分場（管理型第3期）の整備に要する費用の一部を補助する。

② 補助金額 300,000千円

ウ 公共関与産業廃棄物最終処分場周辺対策事業補助金

① 内容

団体が実施する処分場（管理型第3期）整備の円滑な推進のために要する費用を補助する。

② 補助金額 66,322千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が処分場（管理型第1期、管理型第3期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成26年度末損失補償債務残高 2,455,030千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

センターが運営する産業廃棄物最終処分場は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であるが、民間だけでは地元合意を得ることが難しいことから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。

施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、センターでは法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いている。

また、既存の第2期管理型処分場は、平成28年度において満杯となることから、センターでは平成28年度供用開始を目標に第3期管理型処分場の整備に平成26年度から取り組んでいる。

企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることから、センターにおいては、今後、減収が見込まれることや、このたびの施設整備に伴い新たな長期借入金が生ずることに併せて、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となることから、中長期的な視点に立った更なる経営の安定化に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	隠岐世界ジオパーク推進協議会	所管課	自然環境課 隠岐支庁県民局
---	-----	----------------	-----	------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成21年6月15日

(2) 設立目的

隠岐地域の関係者が相互に連携し、世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿って隠岐地域の活性化及び教育の振興を図り、隠岐地域を持続的に発展させていく。

(3) 主な事業と構成員

隠岐地域の4町村及び町村議会、商工会、観光協会、隠岐汽船（株）、県及び県議会等41団体を構成員として、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活動の推進に係る会員相互の連携、住民の意識啓発及び教育、受入態勢の整備、情報発信・PR等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 隠岐世界ジオパーク推進協議会負担金

① 内容

隠岐ユネスコ世界ジオパークの持続的発展を目指して、隠岐世界ジオパーク推進協議会が実施する人材育成、情報発信、企画・広報宣伝、調査研究等の事業や事務局等の運営に要する経費を負担する（県1/2以内）。

② 負担金額 15,364千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について

世界ジオパークは、4年ごとの再審査が義務づけられており、平成29年度の再認定に向けて、協議会では、平成27年度末を目途に隠岐世界ジオパーク全体構想（5か年の行動計画）の策定を進めるとともに、アンケート調

査や満足度調査等を実施しているところである。

また、調査研究事業については、協議会で専門職員を採用し、県事業から協議会事業に移行するなど体制の整備が進められている。

再認定に向けては、特に地元住民をはじめとする県民や企業等の理解と活動が不可欠であり、平成27年5月に隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議からなされた提言に基づき、県や地元町村、関係団体等が行うことが期待されている具体的な対策の実施状況も踏まえ、これらの機関や住民、企業等とも連携しながら効果的な取組を進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について

世界ジオパークの再認定に向けては、県では、ジオサイトの施設整備、自然環境基礎調査、協議会の運営支援を行うこととしている。

については、団体に対する意見で述べたように、引き続き県関係部局や地元と連携した団体が行う活動への支援、県として実施すべき施設整備等に積極的に取り組まれたい。

10	団体名	(社福) 島根県社会福祉協議会	所管課	地域福祉課
----	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和27年6月9日
 (2) 設立目的

島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 補助金

ア 社会福祉事業助成費補助金（福祉施設経営指導事業）

① 内容

社会福祉施設の運営の質的向上に資するため、団体が社会福祉施設を経営する社会福祉法人等を対象として行う、入所者の処遇改善、施設経営等に関する指導・援助や巡回相談等の事業について、その経費を補助する。

② 補助金額 11,584千円

3 監査の結果

- (1) 団体

ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

- (2) 所管課

ア 改善等を要する事項
 指摘事項なし

11	団体名	(公財)島根県生活衛生営業指導センター	所管課	薬事衛生課
----	-----	---------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和59年3月29日

(2) 設立目的

島根県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

(3) 県の出資状況

出資金額 2,000千円 (県出資比率: 48.8%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

営業者を対象とした相談・指導業務、標準営業約款「Sマーク」店の登録、消費者からの苦情相談、各種研修・講習会等の開催、機関紙、各種情報提供

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

12	団体名	(株) 島根県食肉公社	所管課	畜産課
----	-----	-------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 55 年 5 月 8 日

(2) 設立目的

食肉流通体系の近代化を図り、本県の肉畜生産の振興と食肉衛生の向上を期する。

(3) 県の出資状況

出資金額 177, 297 千円 (県出資比率 : 35.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

家畜の集荷・と殺・解体、食肉の処理加工・販売、食肉の冷蔵・凍結・保管、食肉市場の開設

(2) 補助金

ア 食肉公社施設等整備事業費補助金

① 内容

基幹設備等の機能強化、将来の輸出を見据えた衛生水準向上のための改修・整備に要する経費に対して補助する。

② 補助金額 183, 068 千円

(3) 貸付金

ア 食肉公社施設等整備事業貸付金

① 内容

基幹施設の機能維持を図るとともに、高度な衛生基準向上のための施設整備に要する資金を貸し付ける。

② 貸付金額 40, 830 千円

③ 貸付期間 平成 27 年 2 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

公社は、昭和 55 年設立以来、安全な食肉の安定供給と肉畜生産の振興に貢献してきた。

近年、食肉の安全・安心意識の高まりや地産地消が進展する中で、平成 14 年度から少額ではあるが概ね単年度利益を確保してきている。

課題であった老朽施設の整備・修繕については、平成 25 年度から 3 か年計画で実施し、機能強化を図っている。

今後とも、自立した経営体質の確保に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

経営安定化について

公社の健全経営の確立に当たって、県は、これまで毎月開催される経営プロジェクト会議に参画するなど、「経営計画」の進捗管理を行っている。

今後とも、公社の自立した経営体質の確保に向けて関係機関と連携した支援に努められたい。

13	団体名	大社交通渋滞対策実行委員会	所管課	観光振興課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和62年4月1日

(2) 設立目的

大社地区内の年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の歩行者の安全と交通渋滞の緩和を推進する。

(3) 主な事業と構成員

出雲市、島根県、国土交通省、出雲地区交通安全協会、出雲大社、出雲観光協会、出雲商工会、一畑電車（株）等の31団体を構成員として、ゴールデンウィーク、夏及び秋の行楽期、年末年始において、出雲大社周辺の駐車場・交差点への警備員配置、勢溜交差点の交通規制、臨時駐車場の確保、シャトルバスの運行、ホームページによる情報発信等の事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 出雲大社周辺の交通渋滞対策経費に関する負担金

① 内容

平成25年の出雲大社「平成の大遷宮 本殿遷座祭」を契機に、出雲大社周辺では観光客が大幅に増加し、年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等において交通渋滞や駐車場不足が発生したことから、交通渋滞緩和を推進するために団体が実施する渋滞対策に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 11,600千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

渋滞対策に対する県の財政的支援の実施について

出雲大社周辺の渋滞対策を含め、県は、これまで渋滞対策は原則として地元で対応するべきとして、地域に対して財政的な支援を行ってきていないが、出雲大社周辺は島根県観光の玄関口となっており、周辺観光地や県事業への影響も大きいことから、通常実施分を超える負担について支援を行ったものである。

出雲大社周辺への入り込みは引き続き堅調であるものの、平成の大遷宮も終わりを迎えることから、今後の支援に当たっては、一層効果的な事業が実施されるようこれまでの事業実績や支援の効果を十分に検証した上で、実施されたい。

14	団体名	雲南市商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 77,391千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	出雲商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日
 (佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 51,911千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	石央商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(浜田市国府、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 70,485千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

建設技術に関する研修・講習・指導・図書の出版及び販売、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援、公共事業に係る松江地区建設発生土リサイクルヤードの整備運営等に関する事業

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	島根県土地開発公社	所管課	土木総務課 用地対策課 管財課 斐伊川神戸川対策課 企業立地課
----	-----	-----------	-----	---

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 30,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

公共用地・公用地等の取得・管理及び処分、住宅用地・工業用地等の造成、県等からの委託に基づく土地の取得のあっせん・調査及び測量等などの事業

(2) 貸付金

ア 島根県土木部単独用地先行取得資金貸付金

① 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成25年度末残高	0千円
平成26年度貸付額	1,100,000千円
平成26年度返済額	1,100,000千円
平成26年度末残高	0千円

イ 益田拠点工業団地造成事業費貸付金

① 内容

益田拠点工業団地の造成事業を行うために必要な資金を島根県土地開発

基金から貸し付ける。

② 貸付金額

平成25年度末残高	0千円
平成26年度貸付額	4,384,871千円
平成26年度返済額	4,385,967千円 (利息1,096千円を含む)
平成26年度末残高	0千円

ウ 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金貸付金

① 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成25年度末残高	0千円
平成26年度貸付額	695,735千円
平成26年度返済額	695,735千円
平成26年度末残高	0千円

(3) 債務保証

ア ソフトビジネスパーク島根整備事業に係る債務保証

① 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

② 平成26年度末債務保証債務残高 4,938,206千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（土木総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 役員の見直しについて

団体の理事は、10名のうち県職員が3名（地域振興部長、商工労働部長、土木部長）を占めており、更に県OB職員を含めると6名が県関係者である。

また、役員（理事及び監事）12名のうち理事1名を除きすべてが男性である。

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公社の役員は知事が任命することになっているが、業務の能率的な運営を図るため、積極的に土地・住宅業務に精通した民間の人材等の登用を進められたい。

特に、団体の役員は、島根県住宅供給公社の役員を兼任しており、県営住宅の管理や住宅団地の販売については、女性の意見を取り入れることは重要である。

② 団体のあり方について

島根県土地開発公社は、県の100%出資で設立されており、その業務の多くは県からの依頼（委託）により実施されるものである。

団体の経営については、団体自らが責任を負うものではあるが、県の施策により大きく左右されることになり、そのあり方については、県がその方向性を明確に示すことが求められる。

当面は、工業団地の売却、県土整備事務所における用地取得業務があるが、今後の公共工事の動向、県の土木組織（用地取得業務）のあり方検討の状況等も踏まえ、団体業務の方向性、組織体制等について、中長期的な視点での検討を進められたい。

(3) 所管課（用地対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(4) 所管課（管財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(5) 所管課（斐伊川神戸川対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(6) 所管課（企業立地課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年6月22日

(2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 10,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

住宅の積立分譲、住宅の建設・賃貸その他の管理及び譲渡、住宅の用に供する宅地の造成・賃貸その他の管理及び譲渡、公営住宅法に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行う事業など

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

役員の見直しについて

島根県土地開発公社と同じ。

20	団体名	(公財) 島根県体育協会	所管課	保健体育課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年3月24日

(2) 設立目的

スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

島根県立武道施設

武道館（所在地 松江市）

石見武道館（所在地 浜田市）

島根県立体育施設

水泳プール（所在地 松江市）

体育館（所在地 浜田市）

サッカー場（所在地 益田市）

① 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務

② 指定期間 平成22年度～平成26年度

③ 指定管理料 341,601千円（平成26年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

平成 27 年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成 28 年 3 月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa @ pref.shimane.lg.jp

